

社会保険等未加入業者との一次下請契約の取扱い

平成31年4月1日策定

1 対策の内容

入間市と契約を締結する全ての建設工事においては、社会保険等未加入企業との一次下請契約を原則禁止します。

2 社会保険等未加入企業の定義

次のいずれかの届出を履行していない建設業者（届出の義務がない者を除く。）をいいます。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

3 一次下請負人における社会保険等未加入企業の確認等

発注者は、受注者から提出された施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」欄において、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況を確認します。受注者は、下請企業の適切な保険加入範囲や保険加入の適用除外などについて、「適切な保険」の確認シート（国土交通省作成）等を参考に加入状況を確認してください。

また、受注者は、社会保険等未加入企業を一次下請負人とする場合、下請負人としなければならない特別の事情について具体的な理由を記載した書面（様式第1号）を施工体制台帳と併せて提出してください。

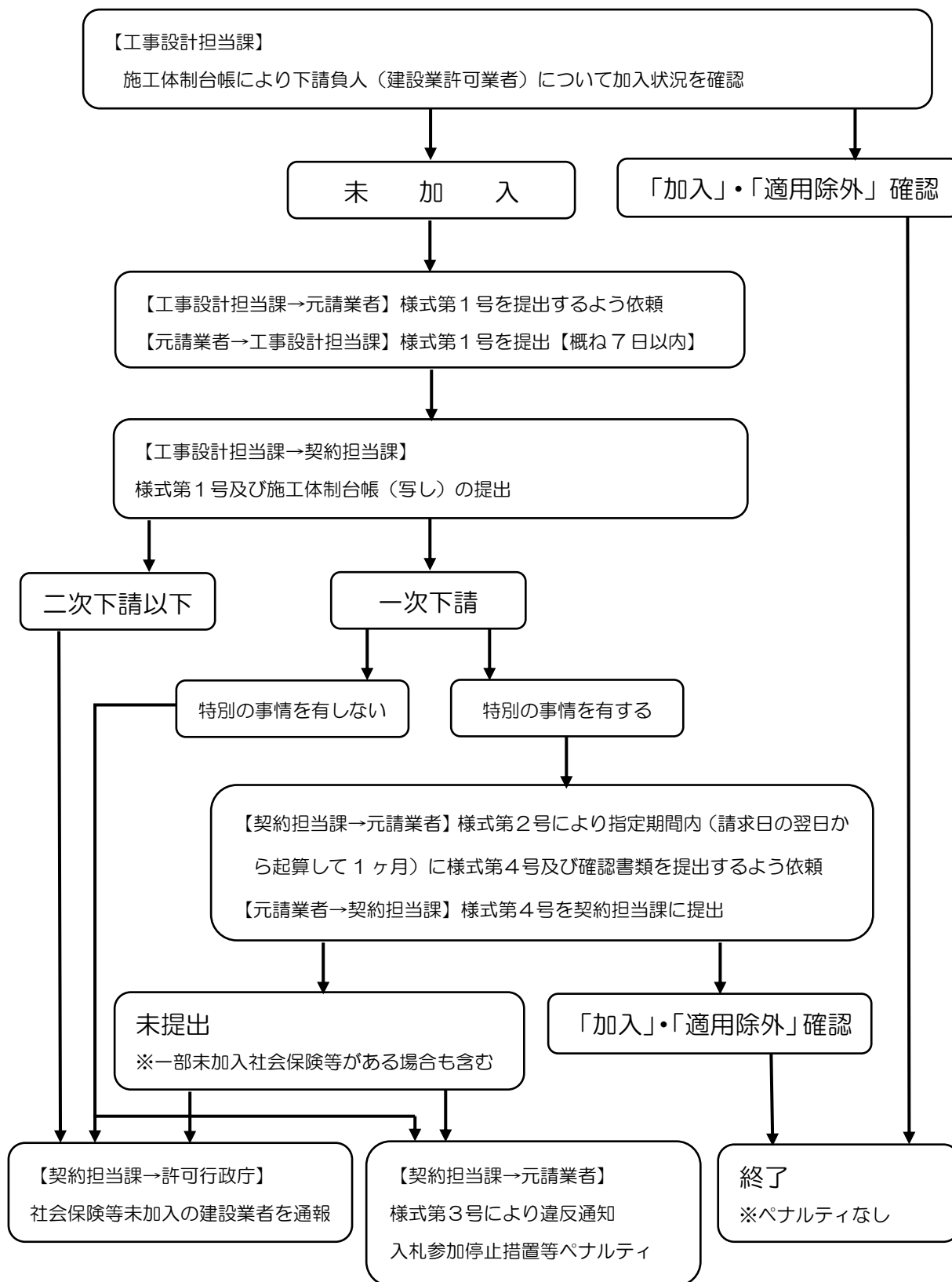
- (1) 発注者は、受注者から理由書の提出を受けたときは、理由書に記載された事項の詳細について、必要に応じてヒアリングを実施します。

- (2) 発注者が、理由書によって当該特別の事情を有すると認められると判断した場合は、受注者に対して、保険加入を確認できる書類（様式第4号）を原則30日以内の期日を指定し提出するよう様式第2号により通知します。

なお、受注者から指定した期日までに保険加入を確認できる書類が提出されない場合は、入間市建設工事請負契約約款第7条の3第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知します。

- (3) 発注者が、理由書によっても当該特別の事情を有すると認めないと判断した場合は、受注者に対して、特別の事情を有すると認めない旨、その理由及び入間市建設工事請負契約約款第7条の3第1項の規定に違反することとなる旨を様式第3号により通知します。

4 社会保険等未加入業者との下請契約についての対応フロー



※ 社会保険等とは、健康保険・厚生年金保険・雇用保険のことをいいます。

※ 社会保険等に未加入とは、社会保険等の適用を受ける事業所でありながら、各保険の適用に関する届出義務を果たしていない場合、つまり、法律上、保険に加入しなければならないにもかかわらず加入していない場合をいいます。

※ 従業員の雇用状況等により、各保険の適用が除外され、法律上の加入義務がない場合は「適用除外」となります。

【適用除外の一例】

- ・健康保険又は厚生年金保険
一人親方、常時使用される従業員が5人未満である個人事業主など
- ・雇用保険
一人親方など

5 その他

下請企業の適切な保険加入範囲や、保険加入の適用除外などについては、以下の国土交通省のホームページ、相談ダイヤル及び資料を参考にして確認してください。

- ・国土交通省ホームページ 「建設業の社会保険未加入対策について」
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html
- ・国土交通省「建設業フォローアップ相談ダイヤル」
0570-004976
受付時間 10:00~12:00、13:30~17:00（土日・祝祭日・閉庁日を除く）
- ・国土交通省 お知らせ「社会保険労務士に相談しやすくなりました！」
47 都道府県社会保険労務士会が窓口となり、社会保険加入等に関する相談にに応じています。

6 適用日

この取扱いは、平成31年4月1日以降に当初契約する建設工事から適用します。